

氏名(国籍)	タック ^{かわさき} 川崎 レスリー ミンダ (カナダ)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第4163号
学位授与年月日	平成18年9月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	The Reality of Virtual Campaigning in Japan (日本におけるインターネット上での選挙運動の現実)

主査	筑波大学教授	Ph. D. (国際関係)	赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	辻 中 豊

論文の内容の要旨

インターネットと広義での選挙運動あるいは政党や候補者の政治活動との関係について、この10年急速に議論が深まっている。果たしてインターネットは政治活動の形を変えたのか、それは政治アクター間の資源の不平等を解消するものなのか、それは新しい政治参加の形態を生み出すものなのか、などの問いを巡って多様なアプローチによる研究が進められている。

本論文(英文)は、日本を事例として取り上げ、インターネットと政治活動の関係について、とりわけ選挙活動との関係について、2つの視角から体系的に接近している。

第一に、政府による規制という観点からの接近である。インターネットは、選挙活動への規制が緩く、政治参加を促している社会において、政治アクター間の資源の不平等を解消する画期的な技術ではないかとの議論がある。筆者は、法的な規制が、政治アクターのインターネット利用をどのように規定しているのか、特に日本の公職選挙法による1995年以降の規制に注目している。また国際比較の視点から、日本の規制とアメリカやイギリス、韓国、シンガポールの規制を比較し分析している。他国との比較では、日本の公職選挙法による「選挙期間中」のメディア規制は、既存のメディアを対象として厳しく制限的であった。筆者はそれがインターネットに適用されることで、様々な新しい問題や困難が起こっていることを明らかにしている。それと同時に、規制の枠内で、各政治アクターが、新しいメディアであるインターネットに対して、いかに対応してきたかを明らかにしている。

第二に、本研究は、政党や候補者といった政治アクターの側に焦点をあて、ウェブサイトを中心に体系的に調査し分析している。それらのウェブサイト、特に公職選挙法という選挙期間中のウェブサイトが、政治アクターのウェブによる選挙運動の志向を示すものとして捉え、分析している。政党に関しては、組織形態、イデオロギー、選挙環境などと関連づけて分析している。具体的には、候補者に関しては、2001年参議院選挙での271のウェブサイトを同定し、内241の候補者サイトを対象に、各サイトの5層までをすべてデータ化するとともに、その内容を分析している。政党に関しては、2000年の衆議院総選挙時と2001年参議院選挙時のウェブを分析している。

各章ごとに見てみると、まず第一章では、研究で取り上げる問題を設定し、研究の範囲を明らかにしている。第一にこれまでの研究は選挙メディア規制の緩い国でのインターネットの意義を分析してきたが、日本

のようなインターネット規制環境では、その意義はどうか、第二にインターネットは政治アクター間の資源の不平等を解消するもの、非主流、弱きものの味方と喧伝されてきたが、それは正しいのか、第三に選挙運動でのインターネット利用自体の分析は少なかったが、その実態はどうなっているのか、という問いが呈示され、諸用語・概念の定義がなされている。

第二章では、先行研究の検討を行い、インターネットは参加と熟考を促進し民主主義に正の影響をもたらすという初期の理想主義は、現実主義的研究に道を譲ったことを指摘している。即ち、理想主義とは異なり、現実主義的な研究では、1) 立法制度など環境要因とインターネット利用の関係、2) ウェブ利用の目的、各政党の特徴と背景、イデオロギーなどの役割分析、3) 単なる情報提供・交信から、政党所属のアピール、個人的な政策位置の情報や経歴背景の包摂の焦点の拡大、といった現実的側面に着目するという特徴があり、「政治を政治・インターネット関係に取り戻す」傾向がある、ということが論じられている。

第三章では、内容分析の方法論が示されている。即ち、政党のウェブ及び候補者のウェブを検討する方法として、量的と質的の両方の方法を用い、ウェブサイトを評価する基準を明らかにしている。政党の組織的な特徴、政治イデオロギーがいかに関連するか、また、単なる情報提供・交信だけでなく、政党所属、個人的な政策位置の情報、リンク戦略などが内容分析に重要であることを強調している。

第四章では、インターネット規制に関し、ほとんど直接規制のないアメリカやイギリスから、選挙関連ウェブのために新規立法をした韓国とシンガポールまで4カ国でのオンライン選挙運動を比較し、日本における公職選挙法の位置を明らかにしている。公職選挙法に関しては、インターネットが登場する以前でのメディア規制から、1995-99年の初期の規制、2000年-01年選挙での問題、2002年以後将来の問題と、時期別にも考察している。

第五章では、2000年総選挙と2001年参議院選挙での各政党によるウェブの使用を分析している。政党の組織的特徴、つまり大衆組織型政党かエリート組織型政党か、あるいはイデオロギーの違いなどに着目し、日本の政党政治を国際的に位置づけつつ、分析している。具体的には、ウェブ利用の目的、情報の流れの方向、選挙運動との関連、他のメディア媒体との関連、他のウェブサイトへのリンク等の分析を行っている。

第六章では、2001年参議院選挙での各候補者のウェブ使用を分析している。具体的には、各候補者の選挙運動へのメディアの利用、2001年選挙で誰がネットを利用したか、選挙に関する情報、選挙民とのコミュニケーション、政党所属の特徴、争点の提示の特徴、個人情報の特徴、リンクの特徴等を分析している。

第七章では、結論として、全体の分析結果を要約し、公職選挙法の変更の可能性、つまりウェブに基礎をおいた選挙活動を容認する方向での変更が不可避であること、インターネットの広がりによって、政党や候補者などの政治アクターによる「選挙運動の常態化“permanent campaign”」が急速に進みつつあることを論じている。

以上、本研究の分析項目は多岐にわたっているが、分析から得られた新たな知見を要約すると以下の通りである。即ち、2つの国政選挙での分析からは、政党の自己描写における連続性とその漸進的な変化・適応を見出した。また、エリート組織型政党（自民党、民主党）は大衆組織型政党（公明党、共産党）よりもウェブを用いた通信や選挙運動に選好的であり、他方、後者はより狭い有権者にターゲットを絞るかつ詳細な投票関連情報を流す傾向を見出した。候補者ウェブの分析からは、他の比較諸国（第二章で体系的にレビューした研究に基づく）と同様に、情報の流れが候補者から有権者に一方向的であること（双方向性を利用せず）、全体としては半分以上、主要政党の候補者では9割がウェブを有しており、ウェブが基本的な道具になっていることを確認した。他方で、政党所属によって、争点の表現法、リンクの戦略などに意味ある違いを見出した。例えば、全般的にみて民主党など挑戦者政党の側では、より選挙に関連した争点を取り上げる傾向があり、また通信志向、政党所属の明示などの特徴が見られたが、与党自民党の側では、政府とのリンクをより積極的に張る傾向を見いだした。

結論では、研究で得られた知見を総合し、公職選挙法などのインターネット規制はこれまではかなり有効であったものの、技術開発の著しい進行と規制の本来の趣旨の曖昧化のために徐々に意味を失いつつあり、ウェブに基礎をおいた選挙活動を容認する方向での変更が不可避であること、インターネットの広がりによって、政党や候補者などの政治アクターは選挙期間中に限らず、常時、ネットを通じた選挙活動を行う傾向にあることを指摘している。

審査の結果の要旨

本研究は、日本におけるインターネットと政治活動に関して、国政レベルの選挙期間前後における政党と候補者のウェブサイトに注目し、実際にそれらのウェブの膨大な内容をデータとして再現可能な形で同定し、実証的に検証した体系的で包括的な研究論文である。

とくに、2つの国政選挙での分析から、政党の自己描写における連続性とその漸進的な変化と適応性を見出している点、また、エリート組織型政党（自民党、民主党）は大衆組織型政党（公明党、共産党）よりもウェブを用いた選挙運動に選好的であり、他方、後者はより狭い有権者にターゲットを絞るかつ詳細な投票関連情報を流す傾向を見出した点などは、新たな選挙分析に有用な新たな知見である。

本研究を通じて、データの収集や内容分析の一つの手法を開拓したという点でユニークであり、貴重な貢献といえる。現代における政治参加の形やあり方は、政治学の最も重要な問いの一つであるが、本研究は、その先端的事例であるインターネットの政治的利用を取り上げ、その実態に迫ろうとした本格的実証分析であり、今後の研究への一つの方向性を提示している。

他方で、理論的な整理や膨大なデータの分析方法の点でなお改善の余地がある。また、諸外国と比べて極めて短期間の公示後投票までの選挙期間の規制である公職選挙法の位置づけがやや弱く、日本の規制の範囲や程度を過大に評価している嫌いがあり、さらに検討が必要であろう。

以上のようなマイナーな問題点を含むものの、本研究は、インターネットと政治活動に関する体系的で本格的な学術研究として、その貢献は大きいと評価できる。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。